

# 平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
12月18日(金)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長の挨拶	5
○管理者の挨拶	5
○議事日程の報告	5
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程について	6
○日程第4、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件(議案第10号)	7
○日程第5、工事請負契約の締結について(議案第11号)	7
○日程第6、平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件(議案第12号)	7
○議長の挨拶	14
○管理者の挨拶	14
○閉会の宣告	15

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第32号

平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年11月16日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 石 川 清

記

1 期 日 平成27年12月18日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成27年12月18日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	出	雲	敏 太 郎	議 員	2 番	持	田	敏	明	議 員
3 番	猪	俣	直 行	議 員	4 番	古	内	秀	宣	議 員
5 番	杉	田	恭 之	議 員	6 番	武	井		誠	議 員
7 番	齊	藤	芳 久	議 員	8 番	加	藤	則	夫	議 員
9 番	藤	原	建 志	議 員	10 番	井	上	勝	司	議 員
11 番	高	田	克 彦	議 員	12 番	吉	岡	茂	樹	議 員

不応招議員（なし）

## 平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

平成27年12月18日（金曜日）

○議事日程（第1号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸報告

(1)現金出納検査の結果について（監査報告第4号）

(2)平成27年度定期監査の結果について（監査報告第5号）

日程第 4 議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

日程第 5 議案第11号 工事請負契約の締結について

日程第 6 議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件

午前10時00分開会

出席議員（12名）

1番	出雲敏太郎	議員	2番	持田敏明	議員
3番	猪俣直行	議員	4番	古内秀宣	議員
5番	杉田恭之	議員	6番	武井誠	議員
7番	齊藤芳久	議員	8番	加藤則夫	議員
9番	藤原建志	議員	10番	井上勝司	議員
11番	高田克彦	議員	12番	吉岡茂樹	議員

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	石川清	副管理者	藤縄善朗
監査委員	宮ヶ原正房	会計管理者	岩切一郎
事務局長	加藤裕之	参与 (兼事務取扱)	新井正美
副参与 (兼総務課長 事務取扱)	宇津木優明	副参与 (兼建設課長 事務取扱)	高山淳
副参与 (兼維持管理 課事務取扱)	田村勉	業務課長	中田真一
業務課長	岡本義徳	建設課長	菊地征一
維持管理課 副課長	飯田清貴	維持管理課 副課長	安原仁

事務局職員出席者

書記	岸俊之	書記	大沢嘉史
書記	橋本直明		

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○古内秀宣議長 現在の出席議員12人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、早朝よりご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第でございます。

本日提案されております議案は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件のほか重要議案が提出されております。何とぞ慎重ご審議をいただき、定例会が無事終了できますようご協力お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。



◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者より発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 おはようございます。本年度も第3・四半期を終えようとしておりますが、引き続き普及率向上に向け、面整備を行い、鋭意努力をしているところであります。

また、石井水処理センター水処理施設の3系列目の増設工事につきましても順調に進捗をしているところであります。これもひとえに議員皆様のご指導、ご協力のたまものと心から感謝申し上げます。

本日ご提案申し上げます議案は、平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算(第1号)を定める件のほか2件でございます。本組合運営上重要な案件でありますので、何とぞ慎重ご審議を賜りまして、適切なるご結論をいただきますよう心からお願い申し上げ、挨拶といたします。



◎議事日程の報告

○古内秀宣議長 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。

---

◇

### ◎会議録署名議員の指名

○古内秀宣議長 ただいまから本日の議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、

3番 猪俣直行 議員

5番 杉田恭之 議員

を指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○古内秀宣議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

---

◇

### ◎諸報告

○古内秀宣議長 日程第3、諸報告をいたします。

初めに、監査委員より、平成27年8月分から10月分に係る現金出納検査の結果の報告及び平成27年度定期監査の結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

---

◇

### ◎日程について

○古内秀宣議長 お諮りいたします。

日程第4、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第6、議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合

一般会計補正予算（第1号）を定める件までを一括議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。



### ◎議案第10号～議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○古内秀宣議長 日程第4、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件から日程第6、議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件までを一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

石川管理者。

○石川 清管理者 ただいま議題となっております議案第10号から議案第12号までにつきまして、順次提案の理由を申し上げます。

まず、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。内容といたしましては被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、年金たる補償の額の他の法令による給付との調整について所要の改正をいたしたく、本案を提出した次第であります。

次に、議案第11号 工事請負契約の締結についてであります。本工事は公共下水道の普及促進のための重要な管渠として、坂戸市けやき台地内に汚水中央幹線を布設しようとするものであります。工事請負業者につきましては、11月16日に事後審査型一般競争入札により執行いたしましたところ11社が参加し、第1回目の入札において予定価格以内で、かつ最低制限価格の範囲内で、最低価格により、株式会社エム・テックが落札候補者となり、事後審査の結果、同社を落札者と決定いたしました。なお、落札額は3億7,972万8,000円であり、工期につきましては議決日から平成28年3月31日までとし、契約に関する諸手続完了後に平成29年3月17日まで延伸することとし、ここに本契約につきまして議会のご議決をお願い申し上げます。

次に、議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件であります。歳入歳出それぞれ1,239万円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億639万円にしようとするものであります。

歳出の主な内容を申し上げますと、人件費につきまして人事異動等により人件費に過不足が生じているため、所要額の調整を行うとともに、庁舎給排水設備改修工事につきまして、施工中に確認されましたふぐあい箇所追加工事に伴う費用を措置することといたしました。

歳出に見合う財源といたしましては、構成市負担金及び繰越金にて措置することといたしました。

次に、債務負担行為の補正につきましては、平成28年度に予定しておりました地方公営企業法適用移行

事業につきまして、調査の結果、県内複数の地方公共団体が同時期に発注を予定していることから、受注可能な業者の早期確保のため、前倒しをして設定することといたしました。

以上、提案の理由を申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○古内秀宣議長 これより各案件につき単独質疑、討論、採決を行います。

初めに、日程第4、議案第10号 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第11号 工事請負契約の締結についてに対する質疑に入ります。

5番、杉田恭之議員。

○5番（杉田恭之議員） 5番、杉田恭之でございます。議案第11号 工事請負契約の締結について、1点質疑をさせていただきます。

添付していただいた資料のほうの資料の3です。一番巻末の資料になりますが、入札結果調書ということとで公開をされております。公共事業は、ある意味で住民の福祉の増進ということで、最低の費用で最大の効果を狙うということが主眼とっております。そういった中で、今回最低制限価格でいわゆる11社横並びということの結果でなっているわけでございます。こういった部分において、いわゆる競争の原理が働いているのか、また競争の原理を超えた場合どういうふうに生かしていくのか。税金を適正に使う上でどのようなお考えがあるか、伺いたいと思います。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

競争の原理に関してでございますが、本組合においては入札契約の手の透明性を図るため、設定した最低制限価格につきましては事前の公表をしております。特に1,500万円以上の土木工事、建築工事、舗装工事につきましては条件付一般競争入札を採用しております、組合で公告した条件で受注を希望する業者が入札に参加しているという状況でございます、この時点で競争の原理が働いているという認識でおります。ちなみに平成26年度に実施しました管渠工事入札が17件ございまして、そのうち一般競争入札が11件ございました。平均での参加業者数が16社参加しております、この点につきましても競争はこの時点で行っているという認識をしております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 ほかに。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○古内秀宣議長 ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件に対する質疑に入ります。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算について質疑を行います。

債務負担行為の関係でありますけれども、今回当組合の会計の内容が公営企業会計に移行すると、そういうふうな非常に重要な内容だというふうに考えます。1つは、この理由について、まずお伺いしておきます。

それから、2つ目が、公営企業会計と従来の官公庁会計、つまり一般会計の違いについてお伺いをします。

○古内秀宣議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時14分

○古内秀宣議長 再開いたします。

では、続けてください。

○12番（吉岡茂樹議員） 2点目は、公営企業会計と従来の官公庁会計、つまり一般会計との違いについてお伺いしておきます。

3つ目は、単式簿記、それから複式簿記というふうなことでありますけれども、このメリットについてどういうふうなメリットがあるのか、お伺いをします。

次に、公営企業会計は基本的には独立採算制、こういうふうな理解をしてよいのかどうか、お伺いしておきます。

独立採算制というのは、全てを利用者が負担すると、利用者負担で賄うというふうな考えでいいのかどうか。これはいわゆる資本費と使用料の関係、それから両市からの繰り入れの関係、この点についてお伺いをいたします。

そのうちのまず1点目、今回の公営企業会計の移行の理由、背景についてお願いします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

今回の移行の背景でございますが、公営企業会計制度への移行につきましては、平成27年1月27日に総務大臣から平成27年度から平成31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間として、現在官公庁会計から公営企業会計への移行の進めるための要請がございました。特に下水道事業につきましては重点事業と位置づけられておりまして、その集中取り組み期間内に移行を求められており、本組合におきましてもこの集中取り組み期間内に移行することで進めております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 背景についてはわかりました。

2つ目の公営企業会計と従来の官公庁会計、つまり一般会計との違いについてお聞きします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

まず、一般会計でございますが、一般会計につきましては現金がどれだけ収入されて、どれだけ支出されたかを記録します現金主義会計となっております。これに対しまして、企業会計では発生という事実に基づいて活動を認識するという発生主義会計ということになってございます。こうした基本的な考え方の相違があるため、実際の記帳方法といたしましても現金主義の一般会計では現金の収入、支出を管理するための単式簿記、発生主義の企業会計におきましては現金以外の収益、費用、資産、負債等の増減も同時に管理するための複式簿記ということになってございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 次に、単式簿記から複式簿記になるというふうなことになるわけだと思いますけれども、このメリットについてお伺いをいたします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

従来の官公庁会計から公営企業会計となることで貸借対照表、それから損益計算書等の財務諸表、これの作成をすることになりまして、公営企業会計の適用により会計の方式が大きく変わることとなります。そのメリットといたしましては、財務諸表等を作成することによりましてみずからの経営、資産状況等を正確に把握することができるほか、類似の地方公営企業、それから民間企業との比較が容易になるというようなことがございまして、市民に対しても経営の透明性が図れるものと考えております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 次に、公営企業会計は、基本的には独立採算制というふうな理解でよろしいかどうか、お伺いをします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

下水道事業を含む公営企業につきましては、地方財政法第6条、こちらの規定によりまして公費で負担すべき雨水処理費、こういうものを除いて、経営に要する経費はその経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則となっております。したがって、この規定は現在の下水道組合にも適用されているものでありまして、公営企業法を適用するしないにかかわらず、下水道事業の経営は公営企業として独立採算制の原則のもとで行われなければならないものであると理解しております。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 5点目になりますけれども、独立採算制というふうなことになる、基本的にはそういう考えになるというふうに理解をしたところですが、これは全ての利用者負担で賄う、いわゆる資本費と使用料との関係、それから両市からの負担の関係、この関係についてお伺いしておきます。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

公営企業会計を適用する場合としない場合、こちらの相違点は、経理をいわゆる公営企業会計方式で行うか、あるいは官公庁会計で行うかという点でございます。経営の基本原則は何ら異なるものではありませんので、資本費と使用料の関係につきましても今までと特段の変更はございません。また、下水道事業については、当該企業の経営に伴う収入によらず、一般会計によつての負担によつて賄うことが認められている経費、これといたしまして雨水処理費、それから水質規制費、水洗便所普及費、不明水処理費、あと組合債のうち特例措置に係る分の費用等がございます。これらにつきましては、現在も構成市からの負担でございます。こちらについても今後も構成市からの負担は変わらないこととなります。

以上でございます。

○古内秀宣議長 12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 今回の公営企業会計への移行に伴うメリットも含めて答弁があったわけですが、私はこのことによつていわゆる市民がどういうふうな状況になるのか、このことが一番気になります。

それで、これ平成18年の3月ですが、総務省自治財政局が今後の下水道財政のあり方に関する研究、この報告書を出しています。この中では、一定部分の汚水資本費については一般会計からの繰り出し対策経費とされた地方財政計画に所要額が計上されてきたが、さらに合理的な制度となるよう見直しを行いながら、今後も同様の財政措置を講じていくことが必要であるというふうに指摘をしまして、こういうふうに言っています。各団体において安易な一般会計から繰り出しを行うことのないよう、繰り出し基準の設定及び地方財政計画への計上を行うべきである。とりわけ地方財政計画に計上する所要額の算定基準となる公費負担水準の検討に当たっては、現在目安としている月3,000円水準に向けた各団体の使用料適正化への取り組みを促すものとなるようにすべきである。こういう研究の報告です。

さらに、これは平成18年の3月の研究報告でありますけれども、その後3年後です。平成21年度には、これは総務省の自治財政局公営企業課長などから各都道府県総務部長あるいは各都道府県の企業管理者、また各指定都市総務局長、こういう人たちに対して、公営企業の経営に当たっての留意事項というものが示されています。この中で、先ほど使用料の関係、月3,000円を目安にというふうなことがありましたけれども、この中でもこういうふうな指摘をしています。下水道事業における使用料回収、対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全企業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円、これは20立米ですね、を前提として行われていることに留意をすること、こういうふうな指摘をしております。私は、今回の公営企業会計に移るというふうなことに当たって、先ほど申し上げました総務省が目安としている20立米当たり月3,000円、こういう使用料は当組合としても当然認識をされているというふうに思いますけれども、その辺について1点お伺いをします。

○古内秀宣議長 宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、月3,000円という目安というのは総務省のほうから出ております。こちらについては、月20立米使って3,000円となりますと、1立米当たりが150円ということになります。現在下水道組合では1立米当たりの有収水量に対する金額が2,580円でございます。

○古内秀宣議長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時27分

○古内秀宣議長 再開いたします。

宇津木副参与。

○宇津木優明副参与 1立米当たり129円でございます。それを20立米当たりに換算いたしますと月2,580円になります。これは、まだ月3,000円の水準というのには低い値となっていることは認識してございます。

以上でございます。

○古内秀宣議長 よろしいですか。

暫時休憩します。

休憩 午前10時28分

再開 午前10時28分

○古内秀宣議長 再開いたします。

ほかに。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

最初に、本案に反対に者の討論を求めます。

12番、吉岡茂樹議員。

○12番（吉岡茂樹議員） 12番、吉岡茂樹です。ただいま議題となっております議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算に対して反対の討論を行います。

本補正予算には、債務負担行為補正として地方公営企業法適用移行事業費9,900万円が計上されております。その理由として、総務大臣から平成27年度から31年度までを公営企業会計適用の集中取り組み期間として、現行の官公庁会計から公営企業会計への移行を進めるよう要請があったとし、特に下水道事業は重点事業と位置づけられているので、本組合としても集中取り組み期間において移行を行うとしております。公営企業会計は、官公庁会計の歳入歳出を記録する現金主義とは異なり、発生という事実に基づき現金以外の収益、費用、資産、負担等の増減も同時に管理する複式簿記であり、財務諸表の作成によりみずからの経営、資産状況等を正確に把握できるほか、類似公営企業や民間企業との比較が容易にでき、市民に対しても経営の透明性が図られるというメリットを持っているとしています。

しかし、少なくとも当下水道組合事業は、本来独立採算制であると言われる中であっても、公的事业としてその公的責任を果たし、利用者の暮らしに配慮した利用料金体系で運営されてきたと考えます。ところが、平成22年に坂戸、鶴ヶ島両市の繰り入れ負担が減らされ、平均37%という大幅な料金値上げが実施されました。当然としてこの値上げに反対をし、引き下げを求める市民の声が上がり、組合管理者に引き下げを求める要望書が提出をされました。この市民要望は、現在に至っても依然強いものがあることを改めて指摘をしておきます。その背景には、長期にわたる所得の低迷、輸入関連製品の高騰、年金引き下げや消費税増税等々による暮らしの厳しさがあることは論を待ちません。

公的事业における独立採算制については、特に下水道事業にあっては本来、国土保全の環境保全という公的責務があります。さらに、利用者である市民の暮らしの問題を抜きに論ずることはできないと考えます。そして、市民負担に言及すれば、本組合の事業が展開されている市街化区域内の市民は、下水道事業の原資ともなる都市計画税を納めており、また下水道布設に当たっては受益者負担金も納めているのであります。公営企業会計は、財務諸表の作成のみずからの経営、資産状況などを正確に把握できるでしょう。しかし、そのことが民間企業との比較が容易にできるまで視野に入れていることは看過できないところであります。つまり公的事业の理念が、民間企業の経営理念に置きかえられることを意味していると言えます。

そして、質疑でも明らかになったように、今回の公営企業会計制度への移行に際しての公費負担水準の目安が月3,000円に向けた使用料適正化を促していることは重大であります。この目安としている使用料は、本組合の現行2,596円と比較をして上回っております。公営企業会計制度移行が、今後月3,000円に向けた使用料適正化を前提にした料金改定に道を開くことになり、断じて反対をするものであります。

以上、当組合が従来の官公庁会計を維持し、公的責任上からも市民の暮らしを守る視点を堅持し、市民の願いに応じて両市からの負担金をふやし、引き下げを検討されることを強く求め、反対の討論といたします。

○古内秀宣議長 次に、本案に賛成の者の討論を求めます。

3番、猪俣直行議員。

○3番（猪俣直行議員） 3番、猪俣直行です。ただいま議題となっております議案第12号 平成27年度坂戸、鶴ヶ島下水道組合一般会計補正予算（第1号）を定める件につきまして、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の内容を見ますと、職員の人事異動に伴う人件費の補正等、必要な予算措置が講じられていると思います。特に地方公営企業法適用移行事業につきましては、施設の老朽化による更新需要の増大及び人口減少による料金収入の減少が見込まれる等厳しさが増しつつある状況において、みずからの資産及び経営状況を正確に把握した上で、長期的に安定した事業運営のため、経営の健全化や計画性、透明性の向上にさらに的確に取り組むために必要な予算措置であると思います。

以上のような観点から、本案に対する私の賛成討論といたします。

○古内秀宣議長 ほかにございませんか。

〔「なし」の声〕

○古内秀宣議長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○古内秀宣議長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議長の挨拶

○古内秀宣議長 以上をもって、今期定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様、議事進行にご協力をいただきまして大変にありがとうございました。

また、年末のお忙しい時期となっております。お体のご自愛のほど、よい年を迎えられますようご祈念申し上げます。閉会に当たりご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。



### ◎管理者の挨拶

○古内秀宣議長 管理者から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許します。

石川管理者。

○石川 清管理者 議員の皆様のご協力により、スムーズのうちに無事終了することができました。ありがとうございました。

ことしの風邪は異常にしつこいです。皆さんもお体に十分ご留意していただきたいと思います。来る年が皆様方にとりましてすばらしい年になりますようご祈念いたしまして、御礼の挨拶といたします。ありがとうございました。



**◎閉会の宣告**

(午前10時36分)

○古内秀宣議長 これをもちまして、平成27年12月第4回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、閉会といたします。